

令和6年能登半島地震による新潟市液状化被害検討業務(その1)

特記仕様書

1 対象業務

令和6年能登半島地震による新潟市液状化被害検討業務(その1)

2 適用

本業務については、本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）により行うものとする。

3 本業務の目的

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により新潟市は大規模な液状化被害を受けている。本業務は、液状化現象による被害箇所の整理及び液状化現象を招いた地形、地質、地下水等を整理し、過去に実施された液状化対策を踏まえて、対象地区の対策を選定するための方針を検討することを目的とする。

4 業務場所

市内の液状化被害が確認されている場所を対象とし、中央区、西区、江南区を基本とする。

5 履行期限及び成果品の提出先

本業務の委託期間及び納入場所は次のとおりとする。ただし、業務期間内であっても成果品のうち完成したものについては、発注者が受注者に対して、その提出を求めることができるものとする。

(1)履行期限 令和6年11月29日

(2)成果品提出先 公益社団法人 地盤工学会

6 業務内容1「液状化現象による被害箇所の整理」

(1)被害箇所の整理

家屋被害認定調査資料や、各機関・団体による液状化に関する公表資料などの収集し、液状化現象による被害箇所を土地条件図や地形分布図に取りまとめる(2万5千分の1の図面に整理する)。必要に応じて現地踏査や住民からの聞き取りを行い、被害箇所を補足する。

(2)液状化被害箇所の分類

被害箇所を被害状況や地形地質を考慮して分類する。

(3)地質と地下水位状況の整理

分類した被害箇所の地質状況および地下水位状況について、既存調査ボーリング

を基に整理する。地質や地下水位の情報不足が確認された場合は、追加調査を提案する。

7 業務内容 2 「報告書作成」

報告書には、以下をまとめる。

- ア. 液状化現象による被害箇所の整理
- イ. 液状化現象による被災箇所の分類
- ウ. 液状化現象による被害箇所の地形地質及び地下水位状況の整理

なお、業務遂行中において、公益社団法人地盤工学内に設置する技術審査会を実施するため、令和6年能登半島地震による新潟市液状化被害検討業務(その2)と調整を行い、審査に必要な資料を作成・提出する。